

議案第44号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月7日提出

日野町長 景山享弘

日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

現行の日野町介護保険条例では、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があるときは、第1号被保険者にのみ、文書の提示や質問の回答を求めることができ、正当な理由なくこれに従わない場合には過料を科すことができることとなっている。

この度、介護保険法が改正され、上記対象者が第1号被保険者から被保険者へ改められたので、本町条例においても同様の改正を行う。

2 改正内容

条例第13条に規定する「第1号被保険者」を「被保険者」に改正する。

3 附則

公布の日から施行する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第13条 被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者の属する世帯の世帯主</u>その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第13条 被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者</u>若しくは<u>第1号被保険者の属する世帯の世帯主</u>その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。